

事務連絡  
令和3年2月26日  
(2021年)

サークルグループ 各位  
各種団体 各位

まなびの支援課長  
公民館長

## 新型コロナウイルス感染拡大に伴う緊急事態宣言解除後の 公民館の利用について

平素は、本市の公民館をご利用いただき、誠にありがとうございます。

さて、標題の件につきまして、令和3年2月26日に政府において緊急事態宣言に関する決定がなされる予定ですが、大阪府の緊急事態宣言が2月28日をもって解除された場合は3月1日より公民館を開館いたします。

公民館の新型コロナウイルス感染予防にかかる対応を下記のとおり、あらためましたので、お知らせいたします。今後も引き続き新型コロナウイルス感染症感染予防に御協力をお願いいたします。

### 記

#### 1 臨時休館措置の解除

令和3年3月1日から臨時休館措置を解除し、再開します。

#### 2 公民館を利用するための条件

- 利用者は、3密(密閉・密集・密接)を厳格に回避する形で利用してください。
- 代表者の方は必ず、公民館利用申告書にて代表者の連絡先及び当日の利用者をすべて記載のうえ公民館に提示してください。
- 利用者は、当日必ず、ご自宅で検温し、公民館利用申告書に記入してください。
- 来館にあたりましては、必ず、マスクを着用してください。
- マスクを外しての会話はお控えください。
- 体調がすぐれない場合は来館しないでください。
- ご利用にあたっては公民館職員の指示に従ってください。

※新型コロナウイルス感染拡大の可能性のある当面の間、これらの条件をご了解いただけない場合は、公民館のご利用をお断りすることがあります。

※今後の状況により再度、臨時休館措置をとることがあります。

#### 3 公民館の利用申込

窓口での直接受付を再開しますが、新型コロナウイルス感染予防のため、できるだけ電話またはFAXでの利用申込にご協力をお願いいたします。

## 【令和3年2月26日改定・貸館利用】

### ○公民館の利用において感染拡大防止及び集団感染のリスクを下げるための必須条件

下記①～⑩の条件を必ず満たすようにお願いします。

- ① 換気状態：可能な限り窓を同時に開けるか、または1時間ごとに10分以上、定期的に換気してください。
- ② 人の密度の状態：会場の広さを確保し、お互いの距離を2m以上あけてください。  
→2mの間隔をあけた場合、部屋の面積÷4(2m×2m)が定員の目安となります。
- ③ イベント・活動等の内容：近距離・対面での飲食・会話・発声・歌唱や、呼気が激しくなるような運動をしないこと。
- ④ 利用者の特定：利用者を特定し、感染者が発生した場合の連絡先を把握します。  
連絡先を把握できない場所(フリースペース・ロビーなど)の利用、及び連絡先の提供を拒まれる場合には公民館の利用はご遠慮願います。  
→まなびの支援課で利用者に記入していただく名簿(公民館利用申告書)を作成
- ⑤ 公民館内での実施は、上記を遵守し、定員は②の条件を満たせる人数を上限とします。  
定員を超えるご利用はご遠慮願います。
- ⑥ 公民館を利用される場合には、必ず講師の方を含めて常時マスクを着用してください。
- ⑦ マスクをはずしての会話はお控えください。
- ⑧ 体調がすぐれない場合は来館をお控えください。
- ⑨ 公民館を利用される場合には、当日ご自宅で検温をし、④の名簿(公民館利用申告書)に記入してください。
- ⑩ ご利用にあたっては公民館職員の指示に従ってください。

吹田市教育委員会

地域教育部 まなびの支援課